

令和 5 年 4 月 15 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01051

研究課題名（和文）啓蒙改革期ハプスブルク君主国における複合的国制と王権の地域認識

研究課題名（英文）the lands of the composite habsburg monarchy in the age of enlightenment reform from the Crown's perspective

研究代表者

岩崎 周一（Iwasaki, Shuichi）

京都産業大学・外国語学部・准教授

研究者番号：60452041

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：従来の見解によれば、オーストリア継承戦争後、ハプスブルク君主国の有力者たちは、国家が抱える問題をもっぱら諸身分の責に帰し、彼らを打倒することで中央集権国家の建設をめざした。しかし、本研究にて得られた成果は、そうではなかったことを示している。皇太子ヨーゼフ（後の皇帝ヨーゼフ2世）の教育のために1760年頃に作成された、ハプスブルク君主国の諸地域に関する地誌テキストの執筆者が国政における経験を踏まえつつ主張したのは、君主権力の優越性と指導性を確保しつつ、諸国・諸邦の伝統や慣習を尊重し、諸身分と相補的・互恵的に協力することで、「穏健な君主政」を実現することの重要性であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世ハプスブルク君主国の政治史研究は、他の近世ヨーロッパ諸国家に関する研究と同じく、近年「絶対主義」の見直しや「複合君主政」（あるいは複合国家）に注目する観点から刷新が進められている。しかし一八世紀後半については、現在の研究動向を反映した実証的な政治史研究が内外ともに不足しているのが現状である。また、近世が中世とも近代とも異なる固有の特質をもった時期であることが広範に認識され、その研究が活況を呈するようになって久しい日本の西洋史学界の現状を鑑みると、立ち遅れが目立つハプスブルク近世史研究を進展させる必要性は、今日とみに高まっている。本研究は、ここに指摘したような状況の改善に資するものである。

研究成果の概要（英文）：According to the conventional view, after the War of Austrian Succession, the leading figures of the Habsburg monarchy attributed the state's problems solely to the Estates and sought to build a centralized state by overthrowing them. However, the results of this study show that this was not the case. The authors of the geographical texts on the regions of the Habsburg monarchy, prepared around 1760 for the education of Crown Prince Joseph (later Emperor Joseph II), based on their experience in state affairs, insisted on the need to respect the traditions and customs of the countries and states and to cooperate with them in a complementary and reciprocal manner while ensuring the supremacy and leadership of monarchical power. The importance of achieving a "moderate monarchy" by ensuring the supremacy of the monarch's power and leadership, while respecting the traditions and customs of countries, and cooperating in a complementary and mutually beneficial manner with the Estates.

研究分野：近世ハプスブルク君主国史

キーワード：ハプスブルク君主国 複合君主政 諸身分 近世ヨーロッパ 議会

### 1. 研究開始当初の背景

「絶対主義」がヨーロッパ近世史研究のキー概念としての有効性を批判されるようになって、すでに久しい。この状況はハプスブルク君主国史研究においても同様で、三十年戦争以降に王権は国家形成の主導権を手にしたものの、従来の複合的な国制を打破するのではなく、むしろこれを容認し前提とする形で統治していたとする見解が定着しつつある。

しかし、(マリア・テレジアが即位した) 1740年以降の時期に関しては、2017年がマリア・テレジアの生誕300年にあたることを機として再び光が当たりつつあるものの、これまでのところ内外を問わず、上述の新しい見解を踏まえた実証的な政治社会研究が現れていない。プロイセンという新たな脅威への対応を迫られ、啓蒙主義の諸理念に基づく改革が国政全般で大々的に図られた「啓蒙改革期」(1740-1790年)のハプスブルク君主国において、複合的国制とその根幹をなす王権と諸身分との関係はどのようなものであったのだろうかという問いは、いまだ未解明のまま残されている。

### 2. 研究の目的

ヨーロッパ近世史における近年の研究動向と軌を一にして、ハプスブルク君主国史研究においても、「絶対主義」再考と複合的国制への注目を軸に、政治社会史の刷新が進んでいる。しかしこの潮流は、マリア・テレジアおよびヨーゼフ2世の統治下で国政の改革が大々的に推進された「啓蒙改革期」(1740-1790年)には、いまだ及んでいない。そこで本研究は、啓蒙改革期ハプスブルク君主国における複合的国制、そしてその根幹をなす王権と諸身分の関係のありようについて検討することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、ハプスブルク君主国傘下の諸国・諸邦の地誌について1760年ごろに作成された手稿史料(未刊行)を主たる調査対象として、啓蒙改革期におけるハプスブルク王権の地域認識を探ることを目的とする。これは、1760年前後に皇太子ヨーゼフ(のちの皇帝ヨーゼフ2世)への進講用に作成された、ハプスブルク君主国傘下の諸国・諸邦についての地誌テキストで、マリア・テレジアからヨーゼフの養育を委託された重臣バルテンシュタインが中心となり、中央政府の主要な官僚が手分けして、地理・歴史・文化・風俗・中央政府および周辺諸地域との関係といった多岐にわたる事柄を、国・領邦ごとに執筆してまとめた未刊行の手稿史料である。

### 4. 研究成果

本研究によって得られた成果についてまとめると、以下のようになる。第一に、本研究で検討の対象とした史料群においては、ハプスブルク君主が有する主権のもと、複数の王国・領邦などの複合により成り立つという国家の構成原理が明示され、君主にはこれを前提として統治することが求められていた。ハプスブルク君主国において、複合性を基調とする国制観は、近世前期・中期のみならず、近世後期に至っても一貫して保持されていたといえる。

第二に、汚職・腐敗・専横への警戒感はみられるものの、どのテキストにおいても、領邦諸身分国制に対しては総じて高い評価が与えられていた。このテキストの作成にあたり、マリア・テレジアは「国制における賞賛すべきことと非難されるべきこと」を忌憚なく叙述するよう訓示したが、「非難すべきこと」が書かれることはほとんどなかった。また、国制の打破ないし改変を唱える意見は皆無であり、むしろ批判の対象となっていた。領邦諸身分国制の意義は、(第一次)国政改革をめぐる混乱にも影響されて、王権からも基本的に有用と認識されるようになっていたのである。

そして第三に、この認識に関しては、地域間の差異は存在しなかった。ハプスブルク王権は、傘下の諸王国・諸領邦の重要性をひとしなみに同等とは考えていなかったが、個々の国制を尊重する姿勢には例外を設けず、すべて尊重すべきものとみなしていたのであった。

これまで通説では、オーストリア継承戦争によってハプスブルク君主は自らの脆弱性を痛感し、その原因を旧来の複合的な国制と諸身分に求め、それらを打破して中央集権化された官憲国家を作り上げることを目指したとされてきた。しかし、本研究における検討から得られた成果が示すものは、そうした像と大きく異なる。中央政府の主導的な政治家・高級官僚たちが1750年代の半ばごろから様々な場で異口同音に説いたのは、国政運営において王権が上位性と主導権を堅持しつつも、諸邦の伝統・慣習を尊重し、諸身分と双務的・相補的・互恵的な関係を築いて協働することで、混合政体の統治観に基づく「穏健な君主政」を実現することの重要性であった。

全体的にみると、ハプスブルク君主国ではマリア・テレジア期を通し、「諸身分国家群の君主制的連合体」という構成原理が守られたといえるだろう。周知のように、これはヨーゼフ2世の単独統治期(1780-90)に大きく揺らいだ。このことは、啓蒙改革期のハプスブルク君主国における王権と諸身分の関係が、(従来しばしば理解されてきたように)本質的な意味を失い形骸化した存在となった諸身分を王権が形だけ立てたことによる予定調和的なものでなく、国家の存亡に直結する重要性を秘めたデリケートなものであり続けたことを証し立てている。

しかしヨーゼフの没後、後継者となったレーオポルト 2 世のもと、国制は原則として旧に復した。そしてこの体制は、19 世紀に入っても継続したのである。こうしてみると、ヨーゼフの単独統治期および「ヨーゼフ主義」の意義については、ハプスブルク君主国の歴史において近世から近代にわたって続いた複合君主政の時代という文脈の中に位置づけて、再考する必要があるように思われる。啓蒙改革期のハプスブルク君主国において「穏健な君主政」を志向した人々は、その短所と王権—諸身分間に存する潜在的かつ恒常的な緊張関係を熟知した上で、内外の思想や実践から学びつつ、ときに意見や立場を違えながらも不断の利害調整と合意形成に腐心して、複合君主政国家の運営に努めていたのだった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 岩崎周一	4. 巻 273
2. 論文標題 「「穏健な君主政は最上の政体」 啓蒙改革期ハプスブルク君主国における複合的国制と王権の諸身分認識」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『西洋史学』	6. 最初と最後の頁 22-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩崎周一	4. 巻 なし
2. 論文標題 「近世ハプスブルク君主国における王権・議会・諸身分」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 「歴史学フォーラム2020の記録 権力の担い手を考える」	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩崎 周一	4. 巻 -
2. 論文標題 近世ハプスブルク君主国における王権・議会・諸身分	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史学フォーラム2020の記録	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岩崎 周一
2. 発表標題 近世ハプスブルク君主国における王権・議会・諸身分
3. 学会等名 歴史学フォーラム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 岩崎 周一
2. 発表標題 啓蒙改革期ハプスブルク君主国における複合的国制と王権の地域認識
3. 学会等名 日本西洋史学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------